

平成28年 4月 8日

二宮町長  
村田 邦子 様

二宮町まちづくり評価委員会  
会長 野口 和雄

### 第5次二宮町総合計画前期基本計画の行政評価に係る意見書の提出について

この度、「第5次二宮町総合計画前期基本計画」の政策評価について、町民の視点から検討し、二宮町まちづくり評価委員会としての意見を政策評価シートのとおり取りまとめました。

取りまとめを行うにあたり、委員会において様々な意見交換がありましたので、「第5次二宮町総合計画前期基本計画の政策評価に係る意見書」として別添のとおりとりまとめ提出します。

ご一読のうえ、「第5次二宮町総合計画中期基本計画」の推進に向けて、政策に反映くださいますようお願い申し上げます。

## 第5次二宮町総合計画前期基本計画の 行政評価について（意見）

第5次総合計画の基本構想に掲げる4つのまちづくりの方向性について、各委員のこれまでの経験を活かし、町民の視点からできるだけ具体的な議論を行い、今後の二宮町の取組みに対して有効なものとなるように評価しました。

全体を通じて、個別の施策や業務をそれぞれに評価しているため、内部評価は高い傾向が見受けられますが、大きな政策目標を達成しているか、という視点での評価にはなっていません。より効果的にまちづくりの方向性に寄与するためには、施策や業務に対し、意識して横断的に取り組むことが重要であることから、そのような視点に立脚した内部評価が必要であると考えます。

職員間で横断的に取り組む意識改革を進めるとともに、様々なひと、もの、カネ、ことを活用するマネジメント能力の向上、町民活動を推進するために、町民の方々自らに行動をしていただけるような、行政としての考え方を説明でき且つ適切な応答ができるコミュニケーション能力などの基礎力向上について、戦略的に取り組むことが重要だと感じます。

また、今後、二宮町単独で行政機能を維持し続けることは限界もあることから、横断的発想を広げ、戦略性をもって施策の選択と集中を図り、町の魅力を磨きつつ、広域行政を推進していくことが必要となります。

この評価結果が「第5次二宮町総合計画」推進に資するよう、改善から改革へと行政経営の視点を持ち、政策・施策に反映していただくことを期待いたします。

# 二宮町まちづくり評価委員会

## 1. 生活の質の向上と定住人口の確保

まちづくり評価委員会としての意見

評価指標	B
------	---

生活の質の向上と定住人口の確保について、政策としての方向性は間違っていないが、施策や取り組みを改善する余地はある。

個別の施策は着実に実施されているが、政策の評価判断を定量的にするならば、定住人口の確保はできていない。また、定量的判断とともに質的判断の評価視点が重要であることを考えると、町に財源、活気やイノベーション等を生み出すような人材を確保する必要がある。そのような人材確保による二宮町民の生活の質の向上を目指とすれば良い。以上のように縦割りで評価した結果、評価が高い傾向にあるが、政策をより効果的に推進していくためには、横断的に取り組むことが必須と考える。

生活の質の向上においては、地域ごとの特性・シーズを、子供から高齢者までの幅広い年齢層のニーズに適合させるよう必要な対策を講じ、買物や交通環境などの地域課題をひとつひとつ解決していくことが重要であると考える。対策を講じる上ではスピード感が重要であり、町内の組織なども細かく分かれすぎていることからスリム化を図る必要がある。

時代とともに商店街に魅力がなくなってきたが、若い人ややる気のある人が取り組みやすい環境をつくる必要がある。物を売るだけでなく「こと（事）」を売るという視点で、魅力の向上や元気を取り戻すことに取り組む必要がある。

定住人口の確保においては、働く場所がないことが人口流出の一次要因となっていると考える。人口が減少していくことは明白であること、生活の質の向上を図る中で、定住に必要な仕事を二宮町単独で考えるのではなく、近隣市町と連携することで、まずは近隣で働く場所の確保を行い、二宮町の住み良さ、暮らしやすさのPRを行う必要がある。そして、ゆくゆくは二宮町においても働く場所を作りやすくなるような環境づくりを町が施策等で主体的に行うこと、バランスのとれた定住人口の確保ができる。

人口減少・少子高齢化が進行する今後は、施策の横断的な取り組みや広域的な視点を持ち、二宮町単体の力だけではなく、様々な分野、町民、行政の広域的取り組みのネットワークにより総合力を上げながら、住みやすさやコンパクトさを活かした政策を進め、子供から高齢者まで「みんなでみんなを支え合う地域づくり」や高齢者をみんなで支え合う「地域包括ケア」の仕組みつくりをすることが、生活の質の向上と定住人口の確保に繋がると考える。

## 2. 環境と風景が息づくまちづくり

### まちづくり評価委員会としての意見

評価指標	C
------	---

環境と風景が息づくまちづくりについて、政策としての方向性は間違っていないが、施策については大幅に改善する必要がある。

自然と触れあえ、手軽に海と山に行ける環境は二宮町の特性であり、その他にも様々な素材が存在している一方で、歴史や文化などの自然環境を一体にした情報発信が乏しく、日帰り観光客のリピーター確保や観光スポットの連続性や物語性が欠如している。特に、吾妻山の菜の花は認知度が高く、集客力があることから、人の流れや動線を意識し物販戦略に繋げるなど、町の活性化に結び付け、併せて、二宮ブランドを活用した戦略としての検討をすることが必要と考える。

二宮ブランドの開発においては、コンセプトをしっかりと伝えるために、物語性を持たせることが重要で、民間、大学などとも連携し、行政、町民、生産者全てが共通認識を持ち、みんなで育て、発信することが重要となる。また、商品にこだわるのではなく、「こと（事）」すなわちサービスに対してもブランド認定をするなど、認定に関する枠を広げる必要がある。

商工業の振興や地域経済の活性化のためには、横のつながりの強化、情報発信力の強化、マーケティング戦略が不可欠であるので、政策の取り組みにあたっては、単に合意形成のアンケートに頼るのではなく、ひとつひとつの特化した魅力を活かし、これまでにない発想や知恵を集結させることが、環境と風景が息づくまちづくりに繋がると考える。

### 3. 交通環境と防災対策の向上

まちづくり評価委員会としての意見

評価指標	A
------	---

交通環境と防災対策の向上について、政策の方向性は間違っておらず、施策を引き続き進める必要がある。

北口駅前について、広場が広くなったが、暫定整備による限界もあるので、駅前町民会館のあり方を含め、検討を進める必要がある。駅から降車する外国人を含む観光客をスムーズに移動させるためには、町全体のわかりやすさを示すことが必要であり、ユニバーサルデザインが重要となる。

交通環境においては、百合が丘や富士見が丘など坂道が多い地区では公共交通を確保する必要があり、福祉対策として割り切って企業や民間とも連携した施策を講じるなど、地区限定で新しい交通施策を打ち出すことも有効だと考える。

また、外出しやすい環境づくりは、介護予防の視点からも必要であり、その一つが買物で、自分で選び買うことが予防につながる。自分自身で出かけることで、交流も生まれるため、外出しやすい環境づくりが必要と考える。

防災対策の向上においては、町内において山側、海側で危険想定や度合いが変化するため、町の地域性にあった地域ごとの防災計画が重要であり、取り組んできた計画の実効性の有無を再確認するシステムが必要と考える。また、住民自身の防災に対する意識向上のため、各自治会における取り組みと、自治会同士の連携に対する支援が重要と考える。

観光や買い物など外出しやすい環境を整え、駅周辺を含めた交流拠点を活性化し、住民同士の情報の交流を促進することが、交通環境と防災対策の向上に繋がると考える。

## 4. 戦略的行政運営

### まちづくり評価委員会としての意見

評価指標	B
------	---

戦略的行政運営について、政策としての方向性は間違っていないが、施策や取り組みを改善する余地はある。

行政においては、町民等に対して説得ではなく納得できる説明の仕方、共感を生む説明など会話を成立させるためのコミュニケーション能力、カウンセリング能力向上を含む職員の基礎力を上げることが必須となる。

行政運営を戦略的に進めるには、縦割りではなく横断的に施策を進める必要があり、全ての施策を平均的に実施するのではなく、優先順位をつけることも重要である。また、周辺の市町村との連携など、広域行政の幅や枠を広げて推進することも重要となる。

行政はアンケートで意見を吸い上げるだけでなく、本音で住民と語り合い、各部署が何のために住民に必要とされ、町民に何を求められて存在しているのかを考えて形にしていくことが重要である。町民参画を推進するためには、町民に任せられる部分を任せられるよう、考え方を説明する行政のコミュニケーション能力が重要となる。

自治体経営の力を発揮するためには、IT化を推進するとともにマネジメント能力を高めることが必要であり、改善から改革へ、問題意識から行動へと変革していかなければ、政策としての成果はないと考える。様々な変化に敏感になり、情報をどのように活用していくかが重要であり、総合力を出すためのネットワークづくりを行うことが、戦略的行政運営に繋がると考える。

## 検討経過

### 第1回二宮町まちづくり評価委員会

日 時 平成28年 2月22日(月) 午後2時00分～4時40分

#### 内 容

- ・二宮町行政評価システムの概要等について
- ・政策評価に対する意見等について

### 第2回二宮町まちづくり委員会

日 時 平成28年 3月15日(火) 午後2時00分～4時30分

#### 内 容

- ・政策評価に対する意見について
- ・第5次二宮町総合計画前期基本計画における行政評価の意見書について

## 二宮町まちづくり評価委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町が行う二宮町行政評価システム（以下「行政評価システム」という。）の運用に関し、行政外部の視点を加えた評価を行うため、二宮町まちづくり評価委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町が実施した政策評価に関し、必要な意見を述べること。
- (2) 委員会として政策評価を実施すること。

### (組織)

第3条 委員会は委員6名以内で構成する。

2 委員は、次の掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募の町民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 民間企業の経営者又は経験者
- (4) 行政経験者

### (任期)

第4条 委員の任期は1年以内とする。

2 委員は、再任することができる。

### (会長等)

第5条 委員会に会長及び副会長を1名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会

議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 二宮町まちづくり評価委員会設置要綱（平成17年12月9日施行）は、廃止する。

## 二宮町まちづくり評価委員会委員名簿

(平成28年2月22日現在)

No.	氏 名	選 出 区 分	区分	備 考
1	小 清 水 謙 太	公募	1 号	
2	脇 治	公募	1 号	
3	大 野 和 彦	公募	1 号	
4	野 口 和 雄	学識経験を有する者	2 号	
5	竹 内 洋 子	行政経験者	4 号	